

「令和2年度青い森鉄道駅舎等環境整備事業実施要綱」による助成金の申請方法について

青い森鉄道線利活用推進協議会では、青い森鉄道線の利用環境向上及び沿線住民のマイレール意識を高めるため、駅舎や駅周辺の清掃や花壇整備などを沿線住民団体が実施する場合に助成を行っています。

助成対象団体

- ・ 県民により構成される5名以上の団体（特定の政治活動又は宗教活動を主たる目的とした団体、公序良俗に反する等適当でないと思われる団体は除く。）

助成対象経費

- ・ 環境整備に要する用具、苗、飲料等の購入に要する経費（飲料はソフトドリンクとする。弁当やお菓子類は対象外。）

実施期間

- ・ 令和2年6月1日～令和3年2月28日
- ・ ※協議会の予算決定前に交付申請書を提出した場合、交付決定は予算決定後となる。

<助成金申請の流れ>

①事業計画書の提出

- ・ 青い森鉄道株式会社へ「青い森鉄道駅舎等環境整備事業計画書」（別記様式第1号）を実施する日の前日から起算して10日前までに提出する。
<送付先> 青い森鉄道(株)管理課 浅虫温泉駅〒039-3501青森市浅虫螢谷70
TEL:017-752-3039 FAX:017-737-5091
- ・ 押印不要。FAX送信可。
- ・ 助成金の申請を希望する場合は、団体の定款（規約）または参加予定者名簿を添付すること。

協議会から助成金申請を承認された場合は、実施団体に口頭で連絡あり。→事業実施

②助成金交付申請書の提出

- ・ 助成金申請の承認を受けている実施団体は、作業終了後1ヶ月以内若しくは令和3年2月28日までのいずれか早い日までに「青い森鉄道駅舎等環境整備事業助成金交付申請書」（別記様式第2号）を協議会へ提出する。
<送付先> 青い森鉄道線利活用推進協議会事務局
〒030-8570青森市長島1-1-1 TEL:017-734-9150
- ・ 押印必要、FAX送信不可。
- ・ 申請書には、助成金の対象となる費用の領収書、環境整備実施時の写真を添付すること。参加人数は実際の参加者とする。

協議会の審査後、実施団体に助成金交付決定及び交付額確定通知書が送付される。

③助成金交付請求書の提出

- ・ 実施団体は、協議会へ助成金交付請求書を提出する。
- ・ 助成金交付請求書は任意の様式。請求額、振込を希望する金融機関名（本支店名まで記載）、口座種別（当座・普通）、口座番号、口座名義（フリガナ記載）を明記の上、押印し提出すること。FAX不可。

協議会が請求書を受領した日から起算して14日以内に指定の口座へ送金される。